

議員提出第五号議案

日米地位協定の見直しを求める意見書

在日米軍は日米安保の基盤であり、日本の安全保障の根幹である。しかしながら、在日米軍専用施設面積の七割が集中している沖縄をはじめ、関係自治体が抱える過重な犠牲・負担は、政府はもとより日本全体で受け止める必要がある。

また、戦後七十年以上が経過した現在も、日本国内には多くの米軍基地が存在し、大勢の米軍人や軍属が駐留しており、米軍関係の事件・事故が絶えない実態となっている。しかし、日米地位協定は締結以来一度も見直しが行われておらず、基地外で発生する事件・事故であっても捜査や事故の処理に対して、日本の警察をはじめとする公的機関が排除される事例は珍しくない。

今般、沖縄、山口、広島で拡大したオミクロン株の感染は、在日米軍基地が日米地位協定に基づき日本政府による入国管理や検疫を免除されており、米軍が日本政府の要請に反して基地内ですさんな水際対策や感染対策をとっていたことから、在日米軍基地から染み出したことが主要な原因と考えられる。

地位協定により、米軍施設・区域において日本の主権が制限される「治外法権」の状況が続いており、感染防止のための水際対策の徹底を米軍基地内で担保することや、自衛隊の航空機には許されない住宅地や市街地での低空飛行や夜間飛行を行う米軍の訓練を制限することさえできていない。地元自治体は米軍基地内で重度の環境汚染が疑われたとしても、その立入調査も米軍の同意がなければできない状態であり、もはやこうした状況を放置することは許されない。

全国知事会も一昨年「米軍基地負担に関する提言」を決議した。日米地位協定の抜本見直しの必要性は、今回のオミクロン株の全国的感染拡大で単に米軍基地のある自治体にとどまる問題ではないことが全国に共有されつつある。

現在の日米地位協定を、米軍が他国と締結している取り決め内容を参考にしつつ、日本政府が強い決意で、国民生活の安心、安全を主体的に確保できる内容に改定する必要がある。

よって国会及び政府におかれては、真摯に米政府と交渉し、日米地位協定を早急に改正するよう強く求める。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和四年三月二十五日

大分県議会議長 御手洗 吉 生

衆議院議長	細田博之殿
参議院議長	山東昭子殿
内閣総理大臣	岸田文雄殿
外務大臣	林芳正殿
国土交通大臣	斉藤鉄夫殿
防衛大臣	岸信夫殿
内閣官房長官	松野博一殿